

(様式6)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(不利益処分関係)

			資料番号	7	担当課	産業政策課
法令名	計量法	根拠条項	法第67条	不利益処分の種類	特殊容器の指定製造者への指定の取消し	
指定の取り消し 法第67条 経済産業大臣は、指定製造者が次の各号の一に該当するときは、その指定を取り消すことができる。 一 第62条第1項又は第63条第2項若しくは第31項の規定に違反したとき。 二 第64条の規定による命令に違反したとき。 三 不正の手段により第17条第1項の指定を受けたとき。						
(変更の届出等) 法第62条 指定製造者は、第59条各号の事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。 2 前項の場合において、前条の規定により指定製造者の地位を承継した者は、その事実を証する書面を提出しなければならない。						
(表示) 法第63条 指定製造者は、その指定に係る工場又は事業場において製造した特殊容器が次の各号に適合するものであるときは、経済産業省令で定めるところにより、これに表示を付することができる。 一 第17条第1項の経済産業省令で定める型式に属すること。 二 その器差が通商産業省令で定める容量公差を超えないこと。 2 指定製造者は、前項の表示をするときは、その特殊容器に、経済産業省令で定める方法により、第59条第4号の規定により同条の申請書に記載した記号及びその型式について第17条第1項の経済産業省令で定める容量を表記しなければならない。 3 何人も、第1項(第69条第1項において準用する場合を含む。)に規定する場合を除くほか、特殊容器に第1項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。						
(適合命令) 法第64条 経済産業大臣は、指定製造者が第60条第2項各号に適合しなくなったと認めるときは、その指定製造者に対し、これらの規定に適合するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。						